

## 司法書士による「空き家対策セミナー」@山形村 R4.7 実施 ～相続登記のこれから～

### 《セミナーの概要》

空き家問題と関係の深い、「相続登記のこれから」について、司法書に講演していただきました。

令和6年4月より相続登記が義務化される事について、相続登記しないことで起こる問題、なぜ義務化されるのか、どんな罰則があるのか、私たちはどうすべきなのか、など、義務化におけるポイントについて事例を交えながら講演いただきました。



### 《セミナーのまとめ》

○2024年4月1日から、相続登記が義務化される。罰則規定があり、法改正以前に相続した不動産も対象となる。

○現状のままでは、義務もなく、制限もないため、相続登記がなされずに所有者不明土地等が増え続けてしまう。相続登記を放置すると、相続人が増えていき、話し合いでの解決が難しくなる。

○相続で不動産取得を知った日から3年以内に“正当な理由”なく登記・名義変更手続きをしないと、10万円以下の過料の対象となる。正当な理由の具体例は、今後明確化されてくる。

○相続登記推進対策として、登録免許税が減免となる対策がある。

○相続土地国庫帰属法により、一定の条件を満たせば不用な土地を手放して、国庫に帰属する事が可能となる。



### 《今後の対応》

地域の空き家を増やさないように、また、空き家の流動性が確保できるように、早い段階で備えをしていただく必要性を多くの方に知っていただく機会を増やしていきます。